

第6回 医事紛争の初期対応

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所弁護士 武市 尚子

- Q. ① 私の医院の患者Aさんが、診療にミスがあったために症状が悪化し働けなくなったと主張し「慰謝料や治療費、生活費などを損害賠償として支払ってくれ」と言ってきました。私は当院にミスはないと説明しましたが、Aさんは納得せず、話し合いは物別れに終わりました。このまま放って置いていいもののでしょうか。
- ② 裁判所書記官から当院に突然電話があり、「本日午後1時に診療録の証拠保全のため病院に向くので、患者Bさんのカルテを準備しておくように」と言われました。どのように対応したらよいですか。
- ③ 当院に患者Cさんの代理人と称する弁護士から手紙が届きました。文面は「Cさんの手術の適応など、診療に関する質問事項に回答してほしい」というもので、医療過誤だから賠償せよとは書いてありません。回答しなければなりませんか。

A. ① 医師会への医事紛争報告

患者から賠償請求があった場合には、診療に過失があったかどうかに関わらず、速やかに医師会または保険会社に医師賠償責任保険事故報告書を提出し、その指示を待つべきです。指示なしに示談金や見舞金を払ったりすると、保険金が出ないことがあります。

日医A会員の場合は、まず、郡市医師会に報告書を提出し、北海道医師会、日本医師会の審査を経て、医療ミスと認められた場合には、示談を進めることとなります。医療ミスと認められない場合には、示談はできませんので、Aさんが訴訟を提起するのを待つこととなります。

② 証拠保全への対応

患者Bさんが医療事故訴訟を提起する場合、その準備としてカルテなどの証拠保全を申立てることができます（民事訴訟法234条）。従って、裁判所から証拠保全の連絡があった場合には、病院は、原則として応じる義務がありますので、対象となる診療録等の準備をしておきます。病院に乗り込んできた裁判官が診療録等を確認し、書記官がコピーをとったら、原本が返還されますので、将来の訴訟提起に備えて、病院で厳重に保管しておかなければなりません。

証拠保全が行われても必ず提訴されるわけではありませんが、訴訟になる可能性があるため、1のケースと同様、速やかに医師賠償責任保険事故報告書を提出することをお勧めします。

③ 弁護士からの質問

診療契約に基づいて、病院・医師には診療内容を説明する義務がありますから、患者Cさんの弁護士からの質問に対しても、誠実に回答するのが原則です。

また、弁護士から質問状が届いたということは、Cさんが弁護士に依頼したということですから、既に法的紛争が始まり、訴訟の準備段階にあると考えべきです。従って、質問事項に対して軽率に回答せず、診療記録を十分検討したうえで、正確な事実と医学的見解を正々堂々と回答することが大切です。

質 疑 応 答

医 師：医師会に出す事故報告書は、診療にミスがある場合に出すものというイメージがありましたが、ミスがなくても、患者さんとの間でトラブルが生じたときには、すぐ提出した方がよいのですね。

弁護士：そのとおりです。医師が「避けられない合併症であるからミスではない」と思っている、裁判になると、医師が敗訴する場合があります。従って、敗訴した場合の賠償金を保険で支払ってもらうためには、初めから保険の手続に従って報告書を出しておく必要があるのです。

医 師：具体的にはどのように手続が進んでいくのですか。

弁護士：加入している保険によって違うのですが、日医A会員の場合、まず、所属している郡市医師会に医師賠償責任保険事故報告書を提出します。郡市医師会の担当役員は、診療経過を確認したうえで有責・無責の意見を付して道医に報告します。道医では、医事紛争処理委員会が診療録や患者側の主張を検討し、有責・無責の判断をしますが、郡市医師会の意見が覆ることもあります。そして、損害額が100万円を超えると予想される場合は、日本医師会に付託し、日医の賠償責任審査会でさらに有責・無責の最終審査をします。

医 師：ずいぶん何段階も判定されるのですね！

弁護士：そうです。最終判断が下されるまで何か月もかかりますから、早めに最初の報告を済ませておく必要があるのです。

医 師：では、こちらにミスがあることがはっきりしている場合で、患者の請求額が少ない場合には、保険を使わずに自腹で払ってしまった方が早いという場合もありそうですね。

弁護士：たしかに、全額自腹であれば、上記の手続を経る必要はなく簡便ですから、事案によってはそのような解決を選択することもあります。しかし、一つ間違えると、ずるずると患者の言いなりに賠償金を支払い続けることになったり、表面化していなかった後遺症が現れて賠償額が予想外に高額になったりすることもありますから、やはり保険の手続に乗っかって示談を成立させた方が、安全であると言えます。

医 師：Q②の証拠保全についてですが、裁判になってもいないのに、なぜわざわざ裁判官が乗り込んで来るのですか？診療録を見たいのなら、当院はいつでも患者に開示しますよ。

弁護士：証拠保全は、証拠の改ざんを防ぐための手続ですから、改ざんを防ぐために、裁判所が病院に来るのです。

カルテ開示制度ができてから、患者が請求すればカルテのコピーを渡す病院が多くなりましたので、証拠保全事件は減少していますが、カルテ改ざんの恐れがある事件では、今でも証拠保全が活用されています

医 師：証拠保全をしても、裁判にならないケースも多いようですね。

弁護士：患者が医療過誤だと主張していても、証拠保全で入手したカルテを協力医に見せて医療過誤ではないと言われた場合には、訴訟を断念することになります。私の経験では、証拠保全後の提訴率は3割程度ですから、証拠保全は、無駄な訴訟を防止する機能を果たしていると言えます。

医 師：では、Q③の弁護士からの質問状は、Cさんの弁護士が賠償請求可能かどうかの判断材料を集めているということでしょうか。

弁護士：はい。ですから、病院が正確な事実と医学的見解を回答することがとても大切であり、誠実に回答することによって、Cさんが提訴を諦める効果が期待できます。また、仮に提訴された場合でも、病院の回答書は、裁判の証拠として重要な資料になりますので、慎重に回答する必要があります。

関連条文

民事訴訟法 234 条「裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる。」